

○経済産業省告示第十二号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年一月二十七日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四 条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地</p>	<p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四 条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地</p>

域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるときは、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		
	項目 番号	関税率表 の番号等	貨 物 名
<u>大西洋ま</u>		0302・35	くろまぐろ（
<u>ぐろ類の</u>		0302・91-2	大西洋又は地
<u>保存のため</u>		0302・99-1	中海において
<u>めの国際</u>		0302・99-2	蓄養された生
<u>条約の縮</u>		-(2)	鮮又は冷蔵の

域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるときは、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		
	項目 番号	関税率表 の番号等	貨 物 名
<u>三の9の</u>		0302・35	くろまぐろ（
<u>(1)に掲</u>		0302・91-2	大西洋又は地
<u>げる国又</u>		0302・99-1	中海において
<u>は地域を</u>		0302・99-2	蓄養された生
<u>除く国又</u>		-(2)	鮮又は冷蔵の

<p><u>約国及び協力的な非締約国</u> (<u>地域を</u> <u>含む。</u>) <u>以外の国</u> 又は<u>地域</u> (<u>当該国</u> 又は<u>地域</u> を<u>原産地</u> とする場 合に限る 。)</p>		<p>0304・49-2 0304・59-2</p>	<p>トウナス・テ イナスに限る 。)</p>
<p><u>みなみま</u> <u>ぐろの保</u> <u>存のため</u> <u>の条約の</u></p>		<p>0302・36 0302・91-2 0302・99-1 0302・99-2</p>	<p>みなみまぐろ (<u>生鮮又は冷</u> <u>蔵のみなみま</u> <u>ぐろに限る。</u>)</p>
<p>は<u>地域</u> (<u>当該国</u> <u>又は</u> <u>地域を</u> <u>原産地と</u> <u>する場</u> <u>合</u> <u>に限る。</u>)</p>		<p>0304・49-2 0304・59-2</p>	<p>トウナス・テ イナスに限る 。)</p>
<p><u>三の九の</u> <u>(2)に掲</u> <u>げる国又</u> <u>は地域を</u></p>		<p>0302・36 0302・91-2 0302・99-1 0302・99-2</p>	<p>みなみまぐろ (<u>生鮮又は冷</u> <u>蔵のみなみま</u> <u>ぐろに限る。</u>)</p>

締約国及び協力的な非締約国（地域を含む。）以外の国又は地域（当該国又は地域を原産地とする場合に限る。）	- (2) 0304・49-2 0304・59-2)
[略]		

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、モ

ントリオール議定書附属書に定める物質及び

除く国又は地域（当該国又は地域を原産地とする場合に限る。）	- (2) 0304・49-2 0304・59-2)
[略]		

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、モ

ントリオール議定書附属書に定める物質及び

製品、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に定める第一種指定物質等並びに水銀に関する水俣条約に定める水銀

1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）の締約国及び同条約の管理当局に準ずる当局を有する国又は地域（以下「締約国等」という。）以外の国又は地域を原産地又は船積地域とする同条約附属書 I に掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品をいう。以下同じ。）、同条約

製品、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に定める第一種指定物質等並びに水銀に関する水俣条約に定める水銀

1 三の九の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とする絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書 I に掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品をいう。以下同じ。）、同条約附属書 II に掲げる種に属する動物（クロトガリザメ、ヨ

附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（クロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトウリア・フスコギルヅアを除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあっては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）並びに同条約の締約国等以外の国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書Ⅲに掲げる国を原産地とする附属書Ⅲ

ゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトウリア・フスコギルヅアを除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあっては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）並びに三の九の（３）のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書Ⅲに掲げる国を原産地とする附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲによ

に掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物

2 モントリオール議定書の締約国（地域を含む。）以外の国又は地域を船積地域とする同議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質並びに同議定書附属書Dに掲げる製品

3 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締約国（地域を含む。）以外の国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号

り特定されるこれらの個体の一部及び派生物

2 三の9の（4）に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントリオール議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質並びに同議定書附属書Dに掲げる製品

3 三の9の（5）に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号。以下「化学兵器禁止法」という。）第二条第五項に規定す

。以下「化学兵器禁止法」という。) 第二条第五項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するもの(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成七年政令第九十二号)別表二の項の第三欄に掲げる第一種指定物質についてはその含有量が全重量の1%以下のも)の、同項第四欄に掲げる第一種指定物質についてはその含有量が全重量の10%以下のもの及び個人的使用に供される小売用の包装にしたもの(瓶、缶、チューブその他の容器に詰められたものを含む。)を除く。)

る第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するもの(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成七年政令第九十二号)別表二の項の第三欄に掲げる第一種指定物質についてはその含有量が全重量の1%以下のも)の、同項第四欄に掲げる第一種指定物質についてはその含有量が全重量の10%以下のもの及び個人的使用に供される小売用の包装にしたもの(瓶、缶、チューブその他の容器に詰められたものを含む。)を除く。)

4 水銀に関する水俣条約の締約国（地域を
含む。）以外の国又は地域を船積地域とす
る同条約第三条 1 (a) に規定する水銀

二の二 〔略〕

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6 から 8 までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6 の貨物を輸入する場合においての 6 の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7 の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は 8

4 三の 9 の (5) に掲げる国を除く国又は
地域を船積地域とする水銀に関する水俣条
約第三条 1 (a) に規定する水銀

二の二 〔略〕

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6 から 8 までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6 の貨物を輸入する場合においての 6 の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7 の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は 8

の貨物を輸入する場合においての 8 の (1) から (10) までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1 ～ 7 「略」

8 次の (1) から (10) までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ (1) から (10) までに定める書類を税関に提出しな

の貨物を輸入する場合においての 8 の (1) から (10) までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1 ～ 7 「略」

8 次の (1) から (10) までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ (1) から (10) までに定める書類を税関に提出しな

ければならない。

(1)・(2) 「略」

(3) ワシントン条約の締約国等を船積地域とする同条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨に限る。）又は植物（人工的に繁殖させた交配種に限る。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（7の(3)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきもの及び(2)に掲げるものを除く。）、同条約附属書Ⅱに掲げる種

ければならない。

(1)・(2) 「略」

(3) 9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を船積地域とするワシントン条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨に限る。）又は植物（人工的に繁殖させた交配種に限る。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（7の(3)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきもの及び(2)に掲げるものを除く。）、同条約

に属する動物（クロトガリガメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトウリア・フスコギルヴァを除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）であつて、二の表の罫に基づく二号承認を受けることを要しないもの及び7の(2)から(4)までに基づく経済産業大臣の確認を受けることを

附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（クロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトウリア・フスコギルヴァを除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）であつて、二の表の罫に基づく二号承認を受けることを要しないもの及び7の(2)から(4)までに基づく経済産業大臣の

要しないものについては、当該船積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。

）が同条約に基づき発給する当該貨物に係る輸出許可書又は再輸出証明書の原本

- (4) ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物（二の表の罫にに基づき二号承認を受けるべきもの及び7の(2)から(4)までにに基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。
- ）については、次の表の上欄に掲げる当該
-

確認を受けることを要しないものについては、当該船積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。）が同条約に基づき発給する当該貨物に係る輸出許可書又は再輸出証明書の原本

- (4) ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物（二の表の罫にに基づき二号承認を受けるべきもの及び7の(2)から(4)までにに基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。
- ）については、次の表の上欄に掲げる当該
-

動物又は植物の原産地及び中欄に掲げる船積地域の区分に応じ下欄に掲げる書類

当該動物又は植物の原産地	船積地域	当該動物又は植物の原産地又は植物の原産地及び中欄に掲げる船積地域の区分に応じ下欄に掲げる書類
	提出書類	動物又は植物の原産地及び中欄に掲げる船積地域の区分に応じ下欄に掲げる書類

動物又は植物の原産地及び中欄に掲げる船積地域の区分に応じ下欄に掲げる書類

当該動物又は植物の原産地	船積地域	当該動物又は植物の原産地又は植物の原産地及び中欄に掲げる船積地域の区分に応じ下欄に掲げる書類
	提出書類	動物又は植物の原産地及び中欄に掲げる船積地域の区分に応じ下欄に掲げる書類

		当該動物 又は植物 を附属書 Ⅲに掲げ た国を除 く国又は 地域	
ワシントン条		ワシントン条 約の締約国等	
原産地に係る	書の原本 る原産地証明 機関が発給す は地域の公的 係る国若しく 又は原産地に は加工証明書 証明書若しく 給する再輸出 理当局等が発 約に基づき管 ワシントン条	条約に基づき 管理当局等が 発給するもの に限る。)	

		当該動物 又は植物 を附属書 Ⅲに掲げ た国を除 く国又は 地域	
9の(3)のイ及		9の(3)のイ及 びロに掲げる 国又は地域	
原産地に係る	書の原本 る原産地証明 機関が発給す は地域の公的 係る国若しく 又は原産地に は加工証明書 証明書若しく 給する再輸出 理当局等が発 約に基づき管 ワシントン条	条約に基づき 管理当局等が 発給するもの に限る。)	

	約の締約国等 以外の国又は 地域	国又は地域の 公的機関が発 給する原産地 証明書の原本

(5) ~ (10)

「略」

「削る」

	びろに掲げる 国又は地域を 除く国又は地 域	国又は地域の 公的機関が発 給する原産地 証明書の原本

(5) ~ (10)

「略」

9

(1)

二の表の罫のくろまぐろ（大西洋又は

地中海において蓄養された生鮮又は冷蔵の

くろまぐろに限る。）の二号承認を要しな

い国又は地域は、次のとおりとする。

アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、

オーストリア、バルバドス、ベルギー、ベ

リーズ、バミューダ諸島、ボリビア、ブラ

ジル、ブルガリア、カナダ、カーボベルデ

中華人民共和國（香港及びマカオを含む）、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キュラソー島、キプロス、チエコ、デンマーク、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リベリア、リビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モーリタニア、メキシコ、モロッコ、ナミビア、オランダ

ニカラグア、ナイジェリア、ノルウエー、
パナマ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンピエール島・ミクロン島、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリナム、スウェーデン、シリア、台湾、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ

(2) 二の表の欄のみなまぐる（生鮮又は冷蔵のみなまぐるに限る。）の二号承認

を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チエコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インドネシア、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ニュージーランド、大韓民国、ポルトランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、台湾、英国

(3) 二の表の罫心のワシントン条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ又は附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物の二号承認を要しない国又は地域は、次のイ及びロに掲げる国又は地域とする。

イ アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、

ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、
ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガ
リア、ブルキナファソ、ブルンジ、カー
ボベルデ、カンボジア、カメルーン、カ
ナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中
華人民共和国（香港及びマカオを含む）
）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国
、コスタリカ、コートジボワール、クロ
アチア、キューバ、キプロス、チェコ、
コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ
、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアド
ル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギ
ニア、エリトリア、エストニア、エスワ

ティニ、エチオピア、フィジー、フィン
ランド、フランス、ガボン、ガンビア、
ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ
、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニ
アビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハ
ンガリー、アイスランド、インド、イン
ドネシア、イラン、イラク、アイルラン
ド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ
、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、ク
ウェート、キルギス、ラオス、ラトビア
、レバノン、レソト、リベリア、リビア
、リヒテンシュタイン、リトアニア、ル
クセンブルク、マダガスカル、マラウイ

マレーシア、モルディブ、マリ、マル
タ、モーリタニア、モーリシヤス、メキ
シコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ
モロッコ、モザンビーク、ミャンマー
ナミビア、ネパール、オランダ、ニュ
ージーランド、ニカラグア、ニジェール
ナイジェリア、北マケドニア、ノルウ
エー、オマーン、パキスタン、パラオ、
パナマ、パプアニューギニア、パラグア
イ、ペルー、フィリピン、ポーランド、
ポルトガル、カタール、大韓民国、モル
ドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、
セントクリストファー・ネイビス、セン

トルシア、セントビンセント、サモア、
サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サ
ウジアラビア、セネガル、セルビア、セ
ーシエル、シエラレオネ、シンガポール
、スロバキア、スロベニア、ソロモン、
ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン
、スリランカ、スーダン、スリナム、ス
ウェーデン、スイス、シリア、タジキス
タン、タイ、トーゴ、トンガ、トリニダ
ード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウ
ガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦
、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、
ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ

ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

ロクック、ニウエ、南スーダン、台湾、

東ティモール、タークス及びカイコス諸島

(4) 二の表の附のモントリオール議定書附

属書AからCまで及びEに掲げる物質並びに同議定書附属書Dに掲げる製品の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア

、オーストラリア、オーストリア、アゼル
バイジャン、バハマ、バーレーン、バング
ラデシユ、バルバドス、ベラルーシ、ベル
ギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリ
ビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワ
ナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブ
ルキナファソ、ブルンジ、コートジボワ
ー、カンボジア、カメルーン、カナダ、カ
ーボベルデ、中央アフリカ、チャド、チリ
、中華人民共和国（香港及びマカオを含
む。）^{ひ。}、コロンビア、コモロ、コンゴ共和
国、クック、コスタリカ、クロアチア、キ
ューバ、キプロス、チェコ、北朝鮮、コン

ゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、ソマリア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリ

バス、クウェート、キルギス、ラオス、ラ
トビア、レバノン、レソト、リベリア、リ
ビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、
ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ
マレーシア、モルデイク、マリ、マルタ
マーシャル、モリタニア、モーリシャ
ス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モ
ンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザン
ビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、
ネパール、オランダ、ニュージールランド、
ニカラグア、ニジエール、ナイジェリア、
ニウエ、北マケドニア、ノルウェー、オマ
ーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプ

アニューギニア、パラグアイ、ペルー、フ
イリピン、ポーランド、ポルトガル、カタ
ール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、
ロシア、ルワンダ、セントクリストファー
・ネービス、セントルシア、セントビンセ
ント、サモア、サンマリノ、サントメ・プ
リンシペ、サウジアラビア、セネガル、セ
ルビア、セーシェル、シエラレオネ、シン
ガポール、スロバキア、スロベニア、ソロ
モン、南アフリカ共和国、南スーダン、ス
ペイン、スリランカ、スーダン、スリナム
、スウェーデン、スイス、シリア、台湾、
タジキスタン、タイ、東ティモール、トー

ゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュ
ニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバ
ル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国
連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国
ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ
ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザン
ビア、ジンバブエ

(5) 二の表の鹵の化学兵器禁止法第二条第
五項に規定する第一種指定物質及び第一種
指定物質を含有するものの二号承認を要し
ない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アルバニア、アルジェ
リア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア

・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キュー

ーバ、キプロス、チェコ、コンゴ民主共和
国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミ
ニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル
、赤道ギニア、エリトア、エストニア、エ
スワティニ、エチオピア、フィジー、フィ
ンランド、フランス、ガボン、ガンビア、
ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、
グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビ
サウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホン
ジュラス、ハンガリー、アイスランド、イ
ンド、インドネシア、イラン、イラク、ア
イルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨル
ダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、

クウエート、キルギス、ラオス、ラトビア、
レバノン、レソト、リベリア、リビア、
リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセ
ンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレ
ーシア、モルデイブ、マリ、マルタ、マー
シャル、モーリタニア、モーリシヤス、メ
キシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル
、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク
、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパー
ル、オランダ、ニュージーランド、ニカラ
グア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ
、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、
パキスタン、パラオ、パレスチナ、パナマ

パプアニューギニア、パラグアイ、ペル
ー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル
、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマ
ニア、ロシア、ルワンダ、セントクリスト
ファー・ネービス、セントルシア、セント
ビンセント、サモア、サンマリノ、サント
メ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガ
ル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ
、シンガポール、スロバキア、スロベニア
、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国
、スペイン、スリランカ、スーダン、スリ
ナム、スウェーデン、スイス、シリア、タ
ジキスタン、タイ、東ティモール、トーゴ

トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニ
ジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル
ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連
邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、
ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、
ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビ
ア、ジンバブエ

(6) 二の表の濶心の水銀に関する水俣条約第
三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要し
ない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アルバニア、アンティ
グア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメ
ニア、オーストリア、バハマ、ベルギー、

ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チエコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシ

ア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、
ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス
ラトビア、レバノン、レソト、リヒテン
シュタイン、リトアニア、ルクセンブルク
マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャ
ル、モーリタニア、モーリシヤス、メキシ
コ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナ
ミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェー
ル、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウ
エー、オマーン、パラオ、パナマ、パラグ
アイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、
大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワン
ダ、セントクリストファー・ネービス、セ

備考 表中の「」は注記である。

ントルシア、サモア、サントメ・プリンシ
ペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェ
ル、シエラレオネ、シンガポール、スロバ
キア、スロベニア、南アフリカ共和国、ス
リランカ、パレスチナ、スリナム、スウェ
ーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、
トンガ、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国
連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国
、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザン
ビア

経 済 産 業 省

20210119 貿局第1号
輸出注意事項2021第4号
輸入注意事項2021第2号
経済産業省貿易経済協力局

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」（令和元年8月13日付け輸出
注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）の一部を改正する規程
を次のとおり制定する。

令和3年1月27日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」の一部改正について

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」（令和元年8月13日付け輸出
注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）の一部を別紙の新旧対
照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和3年1月27日から施行する。

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）

改正後	現行
<p>1. 包括承認の種類及び対象</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 包括承認の対象</p> <p>① 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第二の<u>36の項の中欄</u>に掲げる貨物の輸出であって、その仕向地が「<u>輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）</u>」で定める<u>国又は地域</u>（以下「締約国等」という。）であるもののうち、ワシントン条約事務局ホームページにワシントン条約第7条6に基づく登録科学施設として掲載されている外国の科学施設（以下「外国特定科学施設」という。）に貨物が送付されるもの</p> <p>② 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年通商産業省告示第170号。以下「輸入公表」という。）二の二の表の第2の1、三の7の（2）並びに8の（3）及び（4）に掲げる貨物（以下のイ、ロ及びハに掲げる貨物を除く。）の輸入であって、その船積地域が<u>ワシントン条約の締約国等</u>であるもののうち、外国特定科学施設から貨物が送付されるもの</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>（以下略）</p>	<p>1. 包括承認の種類及び対象</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 包括承認の対象</p> <p>① 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第二の<u>36の項</u>に掲げる貨物の輸出であって、その仕向地が「<u>絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について</u>」（平成19年10月11日付け輸出注意事項19第31号）で定める地域（<u>北朝鮮を除く。</u>以下「締約国等」という。）であるもののうち、ワシントン条約事務局ホームページにワシントン条約第7条6に基づく登録科学施設として掲載されている外国の科学施設（以下「外国特定科学施設」という。）に貨物が送付されるもの</p> <p>② 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年通商産業省告示第170号。以下「輸入公表」という。）二の二の表の第2の1、三の7の（2）並びに8の（3）及び（4）に掲げる貨物（以下のイ、ロ及びハに掲げる貨物を除く。）の輸入であって、その船積地域が締約国等であるもののうち、外国特定科学施設から貨物が送付されるもの</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>（以下略）</p>

経済産業省

20210119 貿局第1号
輸入注意事項2021第3号
経済産業省貿易経済協力局

「大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の（１）に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろの二号承認制移行について」（平成16年12月1日付け輸入注意事項16第24号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年1月27日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の（１）に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろの二号承認制移行について」等の一部改正について

「大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の（１）に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろの二号承認制移行について」（平成16年12月1日付け輸入注意事項16第24号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和3年1月27日から施行する。

「大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(1)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろの二号承認制移行について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(1)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろの二号承認制移行について(平成16年12月1日付け輸入注意事項16第24号)

改正後	現行
<p data-bbox="170 391 1025 496"><u>大西洋まぐろ類の保存のための国際条約の締約国等以外の国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろ(大西洋又は地中海において蓄養されたもの)の二号承認制移行について</u></p> <p data-bbox="107 539 159 568">(略)</p> <p data-bbox="555 579 584 608">記</p> <p data-bbox="87 651 1108 871">大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約(以下「条約」という。)の勧告の趣旨に沿って、標記貨物の輸入に際しては、<u>条約の締約国及び協力的な非締約国(地域を含む。以下「締約国等」という。)</u>以外の国又は地域に対して、条約のくろまぐろ資源に関する保存管理措置への協力を求める。当該協力が得られない等くろまぐろ資源の保存管理に支障が生ずる場合、原則として確認及び承認を行わない。</p> <p data-bbox="87 879 1108 984">なお、<u>条約の締約国等は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について(令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号)」を確認のこと。</u></p> <p data-bbox="107 1027 219 1056">(以下略)</p>	<p data-bbox="1218 391 2074 496"><u>大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(1)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろの二号承認制移行について</u></p> <p data-bbox="1151 539 1202 568">(略)</p> <p data-bbox="1599 579 1628 608">記</p> <p data-bbox="1135 651 2157 871">大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約(以下「条約」という。)の勧告の趣旨に添って、標記貨物の輸入に際しては、<u>輸入公表(昭和41年4月30日通商産業省告示170号)三の九の(1)に掲げる国又は地域を除く国又は地域</u>に対して、条約のくろまぐろ資源に関する保存管理措置への協力を求める。当該協力が得られない等くろまぐろ資源の保存管理が生ずる場合、原則として確認及び承認を行わない。</p> <p data-bbox="1151 1027 1263 1056">(以下略)</p>

(別紙2)

「大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(1)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請前の確認申請について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(1)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請前の確認申請について(平成16年12月1日付け平成16・11・22貿局第2号)

改正後	現 行
<p><u>大西洋まぐろ類の保存のための国際条約の締約国等以外の国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろ(大西洋又は地中海において蓄養されたもの)</u>を輸入しようとする場合の二号承認申請前の確認申請について</p> <p>平成16年12月22日以降、標記貨物を輸入しようとする場合は、「<u>大西洋まぐろ類の保存のための国際条約の締約国等以外の国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろ(大西洋又は地中海において蓄養されたもの)の二号承認制移行について(平成16年12月1日付け輸入注意事項16第24号)</u>」により二号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部国際課で確認を受けることになっていますが、その手続きを下記により行います。</p> <p><u>なお、大西洋まぐろ類の保存のための国際条約の締約国等(同条約の締約国及び協力的な非締約国(地域を含む。)をいう。)</u>は、「<u>輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について(令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号)</u>」を確認してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p> <p>(別紙様式)</p> <p><u>大西洋まぐろ類の保存のための国際条約の締約国等以外の国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろ(大西洋又は地中海において蓄養されたもの)</u>を輸入しようとする場合の二号承認申請前の確認(申請)書</p> <p>(以下略)</p>	<p><u>大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(1)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請前の確認申請について</u></p> <p>平成16年12月22日以降、標記貨物を輸入しようとする場合は、<u>平成16年1月1日付け平成16・11・22貿局第2号、輸入注意事項16第24号(大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(1)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろの二号承認制移行について)</u>により二号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部国際課で確認を受けることになっていますが、その手続きを下記により行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p> <p>(別紙様式)</p> <p><u>大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(1)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請前の確認(申請)書</u></p> <p>(以下略)</p>

「輸入公表三の九の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなまぐろの二号承認移行について」の一部を改正する規程
新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸入公表三の九の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなまぐろの二号承認移行について(平成17年12月9日
付け輸入注意事項17第60号)

改正後	現行
<p><u>みなまぐろの保存のための条約の締約国等以外の国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなまぐろの二号承認移行について</u></p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p><u>みなまぐろの保存のための条約</u>(以下「条約」という。)の決議の趣旨に沿って、標記貨物の輸入に際しては、<u>条約の締約国及び協力的な非締約国(地域を含む。以下「締約国等」という。)</u>以外の国又は地域に対して、条約のみなまぐろ資源に関する保存管理措置への協力を求める。当該協力が得られない等みなまぐろ資源の保存管理に支障が生ずる場合、原則として確認及び承認を行わない。</p> <p><u>なお、条約の締約国等は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について(令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号)」を確認のこと。</u></p>	<p><u>輸入公表三の九の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなまぐろの二号承認移行について</u></p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p><u>みなまぐろ保存条約</u>(以下「条約」という。)の決議の趣旨に沿って、標記貨物の輸入に際しては、<u>輸入公表(昭和41年4月30日通商産業省告示170号)三の九の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域</u>に対して、条約のみなまぐろ資源に関する保存管理措置への協力を求める。当該協力が得られない等くろまぐろ資源の保存管理が生ずる場合、原則として確認及び承認を行わない。</p>

「輸入公表三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請の前の確認申請について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸入公表三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請前の確認申請について(平成17年12月9日付け平成17・12・02貿局第1号)

改正後	現行
<p><u>みなまぐろの保存のための条約の締約国等以外の国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請の前の確認申請について</u></p> <p>平成18年1月1日以降、標記貨物を輸入しようとする場合は、「<u>みなまぐろの保存のための条約の締約国等以外の国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなまぐろの二号承認移行について(平成17年12月9日付け輸入注意事項17第60号)</u>」により二号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部国際課で確認を受けることになっていますが、その手続きを下記により行います。</p> <p><u>なお、みなまぐろの保存のための条約の締約国等(同条約の締約国及び協力的な非締約国(地域を含む。)をいう。)は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について(令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号)」を確認してください。</u></p>	<p><u>輸入公表三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請の前の確認申請について</u></p> <p>平成18年1月2日以降、標記貨物を輸入しようとする場合は、<u>平成17年12月9日付け平成17・12・02貿局第1号、輸入注意事項17第60号(輸入公表三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなまぐろの2号承認移行について)</u>により二号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部国際課で確認を受けることになっていますが、その手続きを下記により行います。</p>
<p>記</p> <p>(略)</p> <p>(別紙様式)</p> <p><u>みなまぐろの保存のための条約の締約国等以外の国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請前の確認(申請)書</u> (以下略)</p>	<p>記</p> <p>(略)</p> <p>(別紙様式)</p> <p><u>輸入公表三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請前の確認(申請)書</u> (以下略)</p>

「輸入公表三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書Iに掲げる種に属する動植物の2号承認への移行について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸入公表三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書Iに掲げる種に属する動植物の2号承認への移行について(令和元年6月24日付け輸入注意事項2019第55号)

改正後	現 行
<p><u>ワシントン条約の締約国等以外の国又は地域を原産地又は船積地域とする同条約附属書Iに掲げる種に属する動植物等の2号承認制への移行について</u></p> <p><u>絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)の締約国及び同条約の管理当局に準ずる当局を有する国又は地域(以下「締約国等」という。)以外の国又は地域を原産地又は船積地域とする同条約附属書Iに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物については、2の2号承認制から2号承認制に移行することとなりました。</u></p> <p>令和元年7月1日以降、引き続き、当該貨物の輸入承認は、原則として行いませんのでご注意ください。</p> <p><u>なお、ワシントン条約の締約国等は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について(令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号)」を確認してください。</u></p>	<p><u>輸入公表三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書Iに掲げる種に属する動植物の2号承認制への移行について</u></p> <p>輸入公表三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書Iに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物については、2の2号承認制から2号承認制に移行することとなりました。</p> <p>令和元年7月1日以降、引き続き、当該貨物の輸入承認は、原則として行いませんのでご注意ください。</p>

「準管理当局を有しない非加盟国を原産地とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物の二号承認制移行について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○準管理当局を有しない非加盟国を原産地とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物の二号承認制移行について（平成元年6月2日付け輸入注意事項元第8号）

改正後	現行
<p>準管理当局を有しない<u>締約国等以外の国又は地域</u>を原産地とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物の二号承認制移行について</p> <p>平成元年6月1日付け通商産業省告示第256号（輸入公表の一部を改正する告示）により、<u>絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）の締約国及び同条約の管理当局に準ずる当局を有する国又は地域（以下「締約国等」という。）以外の国又は地域</u>を原産地とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物であって、<u>同条約の締約国等</u>を船積地域とするもの（現行は通関時確認制。）については、平成元年7月1日以降2号承認制に移行することになりました。</p> <p>このため、平成元年7月1日以降に上記貨物を輸入する場合は、輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による経済産業大臣の輸入承認を受けなければなりません。これにより<u>ワシントン条約の締約国等以外の国又は地域</u>を原産地又は船積地域とする貨物の輸入承認は原則として行いませんので注意してください。</p> <p>なお、本日から2号承認制に移行するまでの間に上記貨物を輸入する場合（輸入貿易管理令別表第2に規定する携帯品として輸入する場合を含む。）にあっては、輸出する国又は地域の再輸出証明書について事前に経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査班まで問い合わせていただくようお願いします。</p> <p><u>ワシントン条約の締約国等は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）」を確認してください。</u></p>	<p>準管理当局を有しない<u>非加盟国</u>を原産地とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物の二号承認承認制移行について</p> <p>平成元年6月1日付け通商産業省告示第256号（輸入公表の一部を改正する告示）により、<u>輸入公表三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域</u>を原産地とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物であって、<u>輸入公表三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域</u>を船積地域とするもの（現行は通関時確認制。）については、平成元年7月1日以降2号承認制に移行することになりました。</p> <p>このため、平成元年7月1日以降に上記貨物を輸入する場合は、輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による経済産業大臣の輸入承認を受けなければなりません。これにより<u>輸入公表三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域</u>を原産地又は船積地域とする貨物の輸入承認は原則として行いませんので注意してください。</p> <p>なお、本日から2号承認制に移行するまでの間に上記貨物を輸入する場合（輸入貿易管理令別表第2に規定する携帯品として輸入する場合を含む。）にあっては、輸出する国又は地域の再輸出証明書について事前に経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査班まで問い合わせていただくようお願いします。</p>

「輸入公表三の9の(4)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書に掲げる物質及び製品の輸入承認について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸入公表三の9の(4)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書に掲げる物質及び製品の輸入承認について(平成27年4月22日付け輸入注意事項27第7号)

改正後	現行
<p><u>オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締約国等以外の国又は地域を船積地域とする同議定書附属書に掲げる物質及び製品の輸入承認について</u></p> <p>平成27年4月22日付け経済産業省告示第94号(輸入公表の一部を改正する告示)により、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(以下「議定書」という。)の附属書及びグループによってイからホに区分されていた国又は地域を1つに統合しましたが、<u>議定書の締約国(地域を含む。以下「締約国等」という。)</u>以外の国又は地域を船積地域とする議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質並びに議定書附属書Dに掲げる製品については、輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定により輸入禁止措置をとるため、下記のとおり輸入承認は行いませんので注意してください。</p> <p><u>議定書の締約国等は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について(令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号)」を確認してください。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p><u>輸入公表三の9の(4)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書に掲げる物質及び製品の輸入承認について</u></p> <p>平成27年4月22日付け経済産業省告示第94号(輸入公表の一部を改正する告示)により、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(以下「議定書」という。)の附属書及びグループによってイからホに区分されていた国又は地域を1つに統合しましたが、<u>輸入公表三の9の(1)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質並びに議定書附属書Dに掲げる製品については、輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定により輸入禁止措置をとるため、下記のとおり輸入承認は行いませんので注意してください。</u></p> <p>(以下略)</p>

「輸入公表三の9の(5)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものの二号承認制移行について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸入公表三の9の(5)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものの二号承認制移行について(平成12年10月16日付け輸入注意事項12第62号)

改正後	現 行
<p><u>化学兵器の開発、生産、貯蓄及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締約国等以外の国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものの二号承認制移行について</u></p> <p>平成12年10月16日付け通商産業省告示第623号(輸入公表の一部を改正する告示)により、<u>化学兵器の開発、生産、貯蓄及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(以下「条約」という。)</u>の<u>締約国(地域を含む。以下「締約国等」という。)</u>以外の国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものについては、平成12年11月6日以降二号承認制に移行することとなりました。</p> <p>このため、輸入貿易管理令第4条第1項第二号に基づく経済産業大臣の輸入の承認を受けなければなりません。当該貨物は、<u>条約</u>検証附属書第7部パラグラフ31により当該条約の<u>締約国等</u>以外からの輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いませんので注意して下さい。</p> <p><u>条約の締約国等は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について(令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号)」を確認してください。</u></p>	<p><u>輸入公表三の9の(5)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものの二号承認制移行について</u></p> <p>平成12年10月16日付け通商産業省告示第623号(輸入公表の一部を改正する告示)により、<u>輸入公表三の9の(5)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものについては、平成12年11月6日以降二号承認制に移行することとなりました。</u></p> <p>このため、輸入貿易管理令第4条第1項第二号に基づく経済産業大臣の輸入の承認を受けなければなりません。当該貨物は、<u>化学兵器の開発、生産、貯蓄及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約</u>検証附属書第7部パラグラフ31により当該条約の<u>締約国</u>以外からの輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いませんので注意して下さい。</p>

「特定の水銀の輸入承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○特定の水銀の輸入承認について（平成27年11月11日付け輸入注意事項27第18号）

改正後	現 行
<p data-bbox="145 312 1025 384"><u>水銀に関する水俣条約の締約国等以外の国又は地域を船積地域とする特定の水銀の輸入承認について</u></p> <p data-bbox="91 424 1111 608">平成29年8月10日付け経済産業省告示第190号（輸入公表の一部を改正する告示）により、<u>水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の締約国（地域を含む。以下「締約国等」という。）以外の国又は地域を船積地域とする</u>下記1に掲げる水銀の輸入承認については、平成29年8月16日以降は、下記により行います。</p> <p data-bbox="91 616 1111 719">なお、<u>条約の締約国等は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）」を確認してください。</u></p> <p data-bbox="584 767 613 794">記</p> <p data-bbox="91 839 248 866">1・2（略）</p> <p data-bbox="91 879 327 906">3 輸入承認基準</p> <p data-bbox="145 919 1111 1023">輸入承認申請が上記2に従って行われたものであることを確認の上、次の(1)又は(2)の条件に基づき、審査の結果適当と認められる場合に、申請のあった貨物の数量の範囲内で承認を行う。</p> <p data-bbox="125 1031 1111 1098">(1) 輸出を行う<u>締約国等以外の国又は地域</u>が当該水銀について①及び②の供給源からのものではないことを示す証明書を提出した場合</p> <p data-bbox="145 1106 1111 1173">① 平成29年8月16日以降に<u>締約国等以外の国又は地域</u>において新たに開発された鉱山から一次採掘された水銀</p> <p data-bbox="136 1181 248 1208">(以下略)</p>	<p data-bbox="1442 312 1852 339">特定の水銀の輸入承認について</p> <p data-bbox="1137 424 2157 528">平成29年8月10日付け経済産業省告示第190号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる水銀の輸入承認については、平成29年8月16日以降は、下記により行います。</p> <p data-bbox="1644 767 1673 794">記</p> <p data-bbox="1137 839 1294 866">1・2（略）</p> <p data-bbox="1137 879 1373 906">3 輸入承認基準</p> <p data-bbox="1191 919 2157 1023">輸入承認申請が上記2に従って行われたものであることを確認の上、次の(1)又は(2)の条件に基づき、審査の結果適当と認められる場合に、申請のあった貨物の数量の範囲内で承認を行う。</p> <p data-bbox="1171 1031 2157 1098">(1) 輸出を行う<u>非締約国又は地域</u>が当該水銀について①及び②の供給源からのものではないことを示す証明書を提出した場合</p> <p data-bbox="1191 1106 2157 1173">① 平成29年8月16日以降に<u>非締約国又は地域</u>において新たに開発された鉱山から一次採掘された水銀</p> <p data-bbox="1182 1181 1294 1208">(以下略)</p>

「ダイヤモンド原石の輸入について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ダイヤモンド原石の輸入について（平成14年12月27日付け輸入注意事項14第68号）

改正後	現 行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 当該貨物の輸入について 中央アフリカを原産地又は船積地域とするダイヤモンド原石については、キンバリー・プロセス証明制度合同作業部会の決定に基づき輸入禁止措置をとるため、輸入承認を行いませんが、その他ダイヤモンド原石に係る輸入については、以下のとおりとします。</p> <p>(1) 通関時確認制（輸入公表三の8） キンバリー・プロセス制度の参加国（<u>地域を含む。以下「参加国等」という。</u>）から2. に掲げる貨物を輸入する場合は、その容器又は包装が開いていないものであって、かつ、その容器又は包装に開かれた跡がないものについては、当該制度に基づき船積地域に係る国又は地域において発行されたキンバリー・プロセス証明書を税関に提出することにより、輸入を認めます。（キンバリー・プロセス証明書を税関に提出する際、輸入者は必ずその写しを控えてください。）</p> <p>(2) 二の二号承認制（輸入公表二の二の<u>表の第1</u>） 容器が開いているものやキンバリー・プロセス証明書の提出がないもの等、上記(1)に掲げる場合以外に2に掲げる貨物を輸入しようとする場合については、以下の手続による経済産業大臣の二の二号承認を要します。</p> <p>① 提出書類 (イ)～(ニ) (略) (ホ) キンバリー・プロセス証明書を発行する体制が整備されていない制度参加国等から輸入するものにおいて、平成15年1月10日から平成15年4月30日の間に船積みされたものについては、上記(ニ)に代わって、当該国政府が発行する“Government Letter of Comfort”（当該国政府のレターヘッドに“The rough diamond in this shipment have been handled in accordance with the provisions of the Kim-berley Process Certification Scheme for rough diamonds”と記載されているもの又はこれに準ずるものに限る。）の</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 当該貨物の輸入について 中央アフリカを原産地又は船積地域とするダイヤモンド原石については、キンバリー・プロセス証明制度合同作業部会の決定に基づき輸入禁止措置をとるため、輸入承認を行いませんが、その他ダイヤモンド原石に係る輸入については、以下のとおりとします。</p> <p>(1) 通関時確認制（輸入公表三の8） キンバリー・プロセス制度の参加国から2. に掲げる貨物を輸入する場合は、その容器又は包装が開いていないものであって、かつ、その容器又は包装に開かれた跡がないものについては、当該制度に基づき船積地域に係る国又は地域において発行されたキンバリー・プロセス証明書を税関に提出することにより、輸入を認めます。（キンバリー・プロセス証明書を税関に提出する際、輸入者は必ずその写しを控えてください。）</p> <p>(2) 二の二号承認制（輸入公表二の二の<u>第1</u>） 容器が開いているものやキンバリー・プロセス証明書の提出がないもの等、上記(1)に掲げる場合以外に2に掲げる貨物を輸入しようとする場合については、以下の手続による経済産業大臣の二の二号承認を要します。</p> <p>① 提出書類 (イ)～(ニ) (略) (ホ) キンバリー・プロセス証明書を発行する体制が整備されていない制度参加国から輸入するものにおいて、平成15年1月10日から平成15年4月30日の間に船積みされたものについては、上記(ニ)に代わって、当該国政府が発行する“Government Letter of Comfort”（当該国政府のレターヘッドに“The rough diamond in this shipment have been handled in accordance with the provisions of the Kim-berley Process Certification Scheme for rough diamonds”と記載されているもの又はこれに準ずるものに限る。）の</p>

写し 1通

(ハ)・(ト) (略)

②・③ (略)

④ 輸入の承認基準

キンバリー・プロセス証明書制度の参加国等から輸入する場合であ
って、次に掲げる要件を双方とも満たす場合に承認を行う。

(イ)・(ロ) (略)

⑤ (略)

4 キンバリー・プロセス証明書制度の参加国等について

当該制度の参加国等は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約
等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第
6号・輸入注意事項2021第4号）」を確認してください。

写し 1通

(ハ)・(ト) (略)

②・③ (略)

④ 輸入の承認基準

キンバリー・プロセス証明書制度の参加国から輸入する場合であ
って、次に掲げる要件を双方とも満たす場合に承認を行う。

(イ)・(ロ) (略)

⑤ (略)

4 キンバリー・プロセス証明書制度参加国等について

当該制度の参加国等については、経済産業公報及び通商弘報に掲載する
「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について（平成17年12月1
4日付け輸出注意事項17第30号・輸入注意事項17第61号）」をご確認く
ださい。

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について（昭和55年11月28日付け輸入注意事項55第76号）

改正後	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2 書面申請手続</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>(ホ) <u>大西洋まぐろ類の保存のための国際条約の締約国等以外の国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろ（大西洋又は地中海において蓄養されたもの）</u>に係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1通</p> <p>(ハ) <u>みなみまぐろの保存のための条約の締約国等以外の国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろ</u>に係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1通</p> <p>(ト)～(ヌ) (略)</p> <p>(ル) <u>オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「モントリオール議定書」という。）の締約国等以外の国又は地域を船積地域とする同議定書附属書附属書Dに掲げる製品に係る申請の場合には、輸入しようとする貨物の仕様を証する書類（当該貨物が同議定書附属書Aに掲げる規制物質が含まれていない旨を証する書類）</u> 1通</p> <p>(7) (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 書面申請手続</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>(ホ) <u>大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の9の(1)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろ</u>に係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1通</p> <p>(ハ) <u>輸入公表三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろ</u>に係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1通</p> <p>(ト)～(ヌ) (略)</p> <p>(ル) <u>輸入公表三の9の(4)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書附属書Dに掲げる製品に係る申請の場合には、輸入しようとする貨物の仕様を証する書類（当該貨物がオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Aに掲げる規制物質が含まれていない旨を証する書類）</u> 1通</p> <p>(7) (略)</p> <p>(以下略)</p>

「特定有害廃棄物等の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○特定有害廃棄物等の輸入の承認について（平成 1 9 年 3 月 6 日付け輸入注意事項 1 9 第 1 1 号）

改正後	現行
<p>1～3 (略)</p> <p>4 輸入承認基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)以外(OECD 非加盟国からの輸入又は OECD 加盟国からの輸入であって(1)に該当しないもの)の輸入の場合 上記 1 に規定する物 ((1)に該当する場合を除く。)の輸入の承認は、以下の①から④のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。 なお、廃掃法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物であって、同法第 15 条の 4 の 5 の規定による環境大臣の輸入許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。</p> <p>① 条約の<u>非締約国</u> (地域を含む。)からの輸入ではないこと。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>条約の締約国等</u> <u>条約の締約国等は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について (令和 3 年 1 月 2 7 日付け輸出注意事項 2 0 2 1 第 6 号・輸入注意事項 2 0 2 1 第 4 号)」を確認のこと。</u></p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 輸入承認基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)以外(OECD 非加盟国からの輸入又は OECD 加盟国からの輸入であって(1)に該当しないもの)の輸入の場合 上記 1 に規定する物 ((1)に該当する場合を除く。)の輸入の承認は、以下の①から④のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。 なお、廃掃法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物であって、同法第 15 条の 4 の 5 の規定による環境大臣の輸入許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。</p> <p>① 条約の<u>非締約国</u>からの輸入ではないこと。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(新設)</p>

経 済 産 業 省

20210119 貿局第1号
輸出注意事項2021第5号
経済産業省貿易経済協力局

「ダイヤモンド原石の輸出承認について」（平成14年12月27日付け輸出注意事項14第53号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年1月27日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「ダイヤモンド原石の輸出承認について」等の一部改正について

「ダイヤモンド原石の輸出承認について」（平成14年12月27日付け輸出注意事項14第53号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和3年1月27日から施行する。

「ダイヤモンド原石の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ダイヤモンド原石の輸出承認について（平成14年12月27日付け輸出注意事項14第53号）

改正後	現行
<p>1～5 (略)</p> <p>6 キンバリー・プロセス証明制度参加国等について 当該制度の参加国等については、<u>「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）」</u>をご確認ください。</p>	<p>1～5 (略)</p> <p>6 キンバリー・プロセス証明制度参加国等について 当該制度の参加国等については、<u>「経済産業公報及び通商弘報に掲載する「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について（平成17年12月14日付け輸出注意事項17第30号・輸入注意事項17第61号）」</u>をご確認ください。</p>

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について（平成9年7月1日付け輸出注意事項9第36号）

改正後	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 輸出承認の申請</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 輸出承認申請書の記載要領</p> <p>① (略)</p> <p>② 申請理由書には、仕向地(国又は地域名及び議定書締約国(地域を含む。以下「締約国等」という。))であるか否かの別)、買主名及びその住所、最終需要者名及びその住所、輸出貨物の品目名、数量(kg)、最終用途及び製造業者名並びに輸出貨物に含まれる規制物資の名称、含有率(%)、含有数量(kg)、オゾン破壊係数(ODP)を乗じた数量(換算数量(kg))を記入すること。</p> <p>4 輸出の承認</p> <p>輸出の承認は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書締約国等を仕向地とする輸出であって、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、国内需給の状況等を勘案の上、行うこととする。</p> <p>5 <u>議定書締約国等</u></p> <p><u>議定書の締約国等については、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について(令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号)」をご確認ください。</u></p> <p>別紙 (略)</p> <p>別紙様式</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 議定書締約国又は非締約国(地域を含む。)の別</p> <p>3. ～5. (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 輸出承認の申請</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 輸出承認申請書の記載要領</p> <p>① (略)</p> <p>② 申請理由書には、仕向地(国又は地域名及び議定書締約国であるか否かの別)、買主名及びその住所、最終需要者名及びその住所、輸出貨物の品目名、数量(kg)、最終用途及び製造業者名並びに輸出貨物に含まれる規制物資の名称、含有率(%)、含有数量(kg)、オゾン破壊係数(ODP)を乗じた数量(換算数量(kg))を記入すること。</p> <p>4 輸出の承認</p> <p>輸出の承認は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書締約国を仕向地とする輸出であって、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、国内需給の状況等を勘案の上、行うこととする。</p> <p>5 <u>オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書締約国について</u></p> <p><u>オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書締約国については、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締約国等について(平成27年4月22日付け平成27・04・09貿局第1号・輸出注意事項27第6号)」をご確認ください。</u></p> <p>別紙 (略)</p> <p>別紙様式</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 議定書締約国又は非締約国の別</p> <p>3. ～5. (略)</p>

「特定有害廃棄物等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○特定有害廃棄物等の輸出承認について（平成5年12月14日付け輸出注意事項5第41号）

改正後	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 輸出承認の申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出承認申請の際の添付書類</p> <p>① (略)</p> <p>② 経済協力開発機構（以下「OECD」という。）加盟国向けであって、条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池を除く。）の場合（注1） イ・ロ (略) （注1）・（注2） (略) （注3）輸出の相手国又は条約の<u>締約国</u>（<u>地域を含む。以下「締約国等」という。</u>）である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあつては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。</p> <p>③ OECD加盟国向けの場合であつて、条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池に限る。）の場合（注1） イ～ハ (略) （注1）・（注2） (略) （注3）輸出の相手国又は条約の<u>締約国等</u>である通過国が鉛蓄電池の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあつては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。</p> <p>（注4） (略)</p> <p>④ (略) イ～ホ (略) （注1）・（注2） (略) （注3）輸出の相手国又は条約の<u>締約国等</u>である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあつては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。</p> <p>（注4）・（注5） (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 輸出承認の申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出承認申請の際の添付書類</p> <p>① (略)</p> <p>② 経済協力開発機構（以下「OECD」という。）加盟国向けであつて、条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池を除く。）の場合（注1） イ・ロ (略) （注1）・（注2） (略) （注3）輸出の相手国又は条約の<u>締約国</u>である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあつては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。</p> <p>③ OECD加盟国向けの場合であつて、条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池に限る。）の場合（注1） イ～ハ (略) （注1）・（注2） (略) （注3）輸出の相手国又は条約の<u>締約国</u>である通過国が鉛蓄電池の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあつては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。</p> <p>（注4） (略)</p> <p>④ (略) イ～ホ (略) （注1）・（注2） (略) （注3）輸出の相手国又は条約の<u>締約国</u>である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあつては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。</p> <p>（注4）・（注5） (略)</p>

4 輸出の承認

(1)・(2) (略)

(3) (略)

① (略)

② 条約の非締約国等(締約国等以外の国又は地域をいう。)への輸出でないこと。

③・④ (略)

⑤ 輸出について輸出の相手国及び条約の締約国等である通過国から書面による同意を得ていること。

ただし、条約の締約国等である通過国からの同意に関しては、当該通過国が同意を義務付けない場合において当該通過国が通告を受領した日から60日以内に我が国が当該通過国の回答を受領しないときはこの限りでない。

⑥～⑩ (略)

5 (略)

6 条約の締約国等

条約の締約国等は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について(令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号)」を参照のこと。

4 輸出の承認

(1)・(2) (略)

(3) (略)

① (略)

② 条約の非締約国への輸出でないこと。

③・④ (略)

⑤ 輸出について輸出の相手国及び条約の締約国である通過国から書面による同意を得ていること。

ただし、条約の締約国である通過国からの同意に関しては、当該通過国が同意を義務付けない場合において当該通過国が通告を受領した日から60日以内に我が国が当該通過国の回答を受領しないときはこの限りでない。

⑥～⑩ (略)

5 (略)

(新設)

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）

改正後	現行
<p>1～5 （略）</p> <p>6 ロッテルダム条約及びストックホルム条約の締約国 ロッテルダム条約及びストックホルム条約の締約国については、<u>「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）」</u>をご確認ください。</p>	<p>1～5 （略）</p> <p>6 ロッテルダム条約及びストックホルム条約の締約国 ロッテルダム条約及びストックホルム条約の締約国については、<u>「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約及び残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締約国について」（平成18年3月15日付け平成18・03・08貿易局第1号・輸出注意事項18第4号）」</u>をご確認ください。</p>

「特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（平成29年7月24日付け輸出注意事項29第13号）

改正後	現行
1～3 (略)	1～3 (略)
<p>4 輸出の承認 (略)</p> <p>(1) 特定水銀の輸出であって、①及び③、①及び④、②及び③又は②及び④の要件に該当する場合</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>ロッテルダム条約の非締約国等</u>（締約国等以外の国又は地域をいう。以下同じ。）への輸出に該当する場合</p> <p>③ <u>水俣条約の締約国</u>（地域を含む。以下「締約国等」という。）への輸出のうち、次のイからハの全てに該当する場合（実験室規模の試験研究用、参照の標準用の場合にはイ及びロを除く。）</p> <p>イ 輸入を行う<u>締約国等</u>が水俣条約第三条6（a）の書面による同意を与えている場合（同条7に基づく包括的な通告を含む。）</p> <p>ロ 水俣条約に基づき輸入<u>締約国等</u>に許可される用途（零細又は小規模な金の採掘用途及び環境上適正な暫定的保管目的を除く。）に該当する場合</p> <p>ハ (略)</p> <p>④ <u>水俣条約の非締約国等</u>への輸出のうち、次のイからニの全てに該当する場合（実験室規模の試験研究用、参照の標準用の場合にはイからハを除く。）</p> <p>イ 輸入を行う<u>非締約国等</u>が水俣条約第三条6（b）の書面による同意を与えている場合（同条7による包括的な通告を含む。）</p> <p>ロ 輸入を行う<u>非締約国等</u>が人の健康及び環境の保護を確保する措置並びに水俣条約第十条及び同条約十一条の規定を遵守することを確保する措置をとっていることを書面にて確認できる場合</p> <p>ハ 水俣条約に基づき<u>締約国等</u>に許可される用途（零細又は小規模な金の採掘用途及び環境上適正な暫定的保管目的を除く。）に該当する場合</p> <p>ニ (略)</p> <p>(2) 特定水銀化合物の輸出であって、①及び③、①及び④、②及び③又は②及び④の要件に該当する場合</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>ロッテルダム条約の非締約国等</u>への輸出に該当する場合</p>	<p>4 輸出の承認 (略)</p> <p>(1) 特定水銀の輸出であって、①及び③、①及び④、②及び③又は②及び④の要件に該当する場合</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>ロッテルダム条約の非締約国又は地域</u>への輸出に該当する場合</p> <p>③ <u>水俣条約の締約国</u>への輸出のうち、次のイからハの全てに該当する場合（実験室規模の試験研究用、参照の標準用の場合にはイ及びロを除く。）</p> <p>イ 輸入を行う<u>締約国</u>が水俣条約第三条6（a）の書面による同意を与えている場合（同条7に基づく包括的な通告を含む。）</p> <p>ロ 水俣条約に基づき輸入<u>締約国</u>に許可される用途（零細又は小規模な金の採掘用途及び環境上適正な暫定的保管目的を除く。）に該当する場合</p> <p>ハ (略)</p> <p>④ <u>水俣条約の非締約国又は地域</u>への輸出のうち、次のイからニの全てに該当する場合（実験室規模の試験研究用、参照の標準用の場合にはイからハを除く。）</p> <p>イ 輸入を行う<u>非締約国</u>が水俣条約第三条6（b）の書面による同意を与えている場合（同条7による包括的な通告を含む。）</p> <p>ロ 輸入を行う<u>非締約国</u>が人の健康及び環境の保護を確保する措置並びに水俣条約第十条及び同条約十一条の規定を遵守することを確保する措置をとっていることを書面にて確認できる場合</p> <p>ハ 水俣条約に基づき<u>締約国</u>に許可される用途（零細又は小規模な金の採掘用途及び環境上適正な暫定的保管目的を除く。）に該当する場合</p> <p>ニ (略)</p> <p>(2) 特定水銀化合物の輸出であって、①及び③、①及び④、②及び③又は②及び④の要件に該当する場合</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>ロッテルダム条約の非締約国又は地域</u>への輸出に該当する場合</p>

③ 水俣条約の締約国等への輸出のうち、イ及びロに該当する場合
イ 水俣条約に基づき輸入締約国等に許可される用途（零細又は小規模な金の採掘用途及び環境上適正な暫定的保管目的を除く。）に該当する場合
ロ （略）

④ 水俣条約の非締約国等への輸出のうち、イ及びロに該当する場合
イ 水俣条約に基づき締約国等に許可される用途（零細又は小規模な金の採掘用途及び環境上適正な暫定的保管目的を除く。）に該当する場合
ロ （略）

(3) (略)

5 (略)

6 締約国等

水俣条約の締約国等及びロッテルダム条約の締約国は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）」を御確認ください。

③ 水俣条約の締約国への輸出のうち、イ及びロに該当する場合
イ 水俣条約に基づき輸入締約国に許可される用途（零細又は小規模な金の採掘用途及び環境上適正な暫定的保管目的を除く。）に該当する場合
ロ （略）

④ 水俣条約の非締約国又は地域への輸出のうち、イ及びロに該当する場合
イ 水俣条約に基づき締約国に許可される用途（零細又は小規模な金の採掘用途及び環境上適正な暫定的保管目的を除く。）に該当する場合
ロ （略）

(3) (略)

5 (略)

6 締約国

水俣条約の締約国については、「水銀に関する水俣条約の締約国について」（平成27年11月11日付け20151023貿局第1号・輸出注意事項27第26号）を御確認ください。

ロッテルダム条約の締約国については、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約及び残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締約国について」（平成18年3月15日付け平成18・03・08貿局第1号・輸出注意事項18第4号）を御確認ください。

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について（平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号）

改正後	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 輸出承認の申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出承認申請の際の添付書類</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 条約決議12.3に基づき条約締約国等（<u>条約の締約国及び同条約の管理当局に準ずる当局を有する国又は地域をいう。</u>）が発行した商品見本に係る証明書であって、次の条件を満たすものとする。</p> <p>イ)～ニ) (略)</p> <p>(注3) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 輸出承認の申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出承認申請の際の添付書類</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 条約決議12.3に基づき条約締約国等が発行した商品見本に係る証明書であって、次の条件を満たすものとする。</p> <p>イ)～ニ) (略)</p> <p>(注3) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について（昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号）

改正後	現行
<p>I～IV（略）</p> <p>V 条約の締約国等</p> <p>条約の締約国等については、<u>「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2020第4号）」</u>を参照のこと。</p>	<p>I～IV（略）</p> <p>V 条約の締約国等</p> <p>条約の締約国等については、<u>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について（平成19年10月11日付け平成19・10・04貿局第1号・輸出注意事項19第31号）」</u>を参照のこと。</p>

経済産業省

20210119貿局第1号
経済産業省貿易経済協力局

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」（平成19年7月12日付け平成19・03・28貿局第4号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年1月27日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」の一部改正について

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」（平成19年7月12日付け平成19・03・28貿局第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和3年1月27日から施行する。

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達（平成19年7月12日付け平成19・03・28貿局第4号）

改正後	現 行
<p>1-2-6 輸入の包括承認に関する確認 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領（輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）に基づき交付されている特定科学施設包括承認証に係る確認については、以下によることにする。</p> <p>1 輸入しようとする貨物の船積地が、ワシントン条約締約国等（<u>「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）」に掲げる国又は地域（次の（1）及び（2）に掲げるものを除く。）をいう。</u>）であることを確認すること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>1-2-6 輸入の包括承認に関する確認 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領（輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）に基づき交付されている特定科学施設包括承認証に係る確認については、以下によることにする。</p> <p>1 輸入しようとする貨物の船積地が、ワシントン条約締約国等（<u>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について（平成19年10月11日付け輸出注意事項19第31号）」に掲げる地域（次の（1）及び（2）に掲げるものを除く。）であることを確認すること。</u></p> <p>(以下略)</p>

経済産業省

20210119貿局第1号
輸出注意事項2021第6号
輸入注意事項2021第4号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」を次のとおり制定し、令和3年1月27日から施行する。

令和3年1月27日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）及び輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号）に基づき、輸入公表（昭和41年通商産業省告示第170号）並びに輸出注意事項及び輸入注意事項等に規定する条約等の締約国等は、下記のとおりとなります。

記

1 キンバリー・プロセス証明制度の参加国等

アンゴラ、アルメニア、オーストラリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ボツワナ、ブラジル、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、台湾、コンゴ民主共和国、コートジボワール、クロアチア、エスワティニ、EU（欧州連合）、ガボン、ガーナ、ギニア、ガイアナ、インド、インドネシア、イスラエル、日本、カザフスタン、大韓民国、ラオス、レバノン、レソト、リベリア、マレーシア、マリ、モーリシャス、メキシコ、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、コンゴ共和国、ロシア、シエラレオネ、シンガポール、南アフリカ共和国、スリランカ、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ

2 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「モントリオール議定書」

という。)の締約国 等

(1) モントリオール議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質並びに同議定書附属書Dに掲げる製品の締約国等

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、北朝鮮、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、パチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、南スーダン、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、台湾、タジキスタン、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

(2) モントリオール議定書附属書Aに掲げる物質及び同議定書附属書Dに掲げる製品の締約国等（(1)に掲げる締約国等を除く。）

パレスチナ

3 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「バーゼル条約」という。）の締約国等

(1) バーゼル条約の締約国等

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメ

ルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、クック、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、EU（欧州連合）、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、北朝鮮、大韓民国、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スーダン、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

(2) 経済協力開発機構の加盟国

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、コロンビア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、アメリカ合衆国

4 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約の締約国

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブータ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボベルデ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、北朝鮮、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、EU（欧州連合）、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール

ル、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

5 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締約国

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボベルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、北朝鮮、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、EU（欧州連合）、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

6 水銀に関する水俣条約の締約国等

アフガニスタン、アルバニア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリ

シャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア

7 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）の締約国等

(1) 締約国

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

(2) 締約国でない国又は地域であってワシントン条約に係る管理当局に準ずる当局を有する国又は地域

クック、ニウエ、南スーダン、台湾、東ティモール、タークス及びカイコス諸島

8 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締約国等

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベ

ナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パレスチナ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

9 大西洋まぐろ類の保存のための国際条約の締約国及び協力的な非締約国等

アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、カナダ、カーボベルデ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コスタリカ、コートジボワール、キュラサオ島、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、EU（欧州連合）、ガボン、ガンビア、ガーナ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、アイスランド、大韓民国、リベリア、リビア、モーリタニア、メキシコ、モロッコ、ナミビア、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ロシア、サンピエール島及びミクロン島、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、南アフリカ共和国、スリナム、シリア、台湾、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、英国（バミューダ諸島、ヴァージン諸島、アセンション、セントヘレナ及びトリスタン・ダ・クーニャ並びにタークス・カイコス諸島を含む。）、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ

10 みなみまぐろの保存のための条約の締約国及び協力的な非締約国等

オーストラリア、EU（欧州連合）、インドネシア、ニュージーランド、大韓民国、南アフリカ共和国、台湾

経 済 産 業 省

20210119貿局第1号
輸出注意事項2021第7号
輸入注意事項2021第5号
経済産業省貿易経済協力局

注意事項等の廃止について

令和3年1月27日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

次に掲げる注意事項等は、令和3年1月26日限りで廃止する。

- キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について（平成17年12月14日付け輸出注意事項17第30号・輸入注意事項17第61号）
- オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締約国等について（平成27年4月22日付け輸出注意事項27第6号）
- 「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の締約国について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第4号）
- 水銀に関する水俣条約の締約国等について（平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号）
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について（平成19年10月11日付け輸出注意事項19第31号）
- （お知らせ）バーゼル条約の締約国等について（平成27年4月22日付け）